

佐世保市優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、佐世保市及び佐世保市水道局が市内業者に発注した建設関係工事の優秀工事及び優秀工事現場技術者を表彰することにより、適正な施工の確保と建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

(表彰の種類及び方法)

第2条 表彰は、優秀工事表彰と優秀工事現場技術者表彰の2種について、市長表彰を実施する。

(表彰の対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事は、表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事（契約金額が300万円以上のものに限る。）であって、佐世保市工事成績評定実施要領（平成18年3月1日施行）により工事成績を評定した工事とする。

(優秀工事表彰基準)

第4条 優秀工事表彰の対象となる工事は、市内に本店を有する者（代表構成員が市内に本店を有する共同企業体を含む。）が受注し、施工した工事（以下「市内業者施工工事」という。）で、工事成績が81点以上、かつ、次の要件を満たす工事とする。

- (1) 工事成績が上位から10件までの市内業者施工工事であること。この場合において次項の欠格要件に該当する業者による工事は除くほか、同一業者による二以上の工事（共同企業体施工工事を除く）が該当する場合は、そのうち最上位の工事以外の工事は除くこととする。なお、10件目の工事成績が同点であった場合はそのすべての工事を対象とする。
- (2) 工事主管課長が推薦する工事であること。

2 前項の場合において、表彰対象年度において施工した工事のうち次に掲げる工事成績に該当する工事があるときは、その者は表彰の対象としない。

- (1) 同一工種の他の工事で工事成績が74点未満のもの
- (2) 他の工種の工事で工事成績が65点未満のもの

3 同一業者による二以上の工事（共同企業体施工工事を含む）が、第1項の要件を満たす場合、当該業者への表彰は該当工事を列記して1件の表彰を行う。

(優秀工事現場技術者表彰基準)

第5条 優秀工事現場技術者表彰の対象者は、第3条及び前条第1項に規定する工事の主任技術者又は監理技術者（以下「現場技術者」という。）とする。この場合において、前条第1項第2号に規定する要件については、次条第1項の規定により工事主管課長が当該工事を推薦し、又は推薦しようとする工事について、同条第2項の規定により推薦を取り消され、又は推薦されないこととなった場合であっても、当該要件を満たすものとみなす。

2 前項の場合において、表彰対象年度において施工した全工種の工事のうち工事成績が74点未満の工事があるときは、その工事に係る現場技術者は表彰の対象としない。

3 前条第1項第1号の規定により、10件から除かれた同一業者による工事の現場技術者は、第1項の表彰対象に加えるものとする。

(工事主管課長の推薦)

第6条 工事主管課長は、この基準に基づき表彰対象年度工事のうち表彰するに足ると認めるものがある場合は、優秀工事表彰推薦書（様式1）又は優秀工事現場技術者表彰推薦書

(様式2)を、委員長が指定する日までに、財務部技術監理課長に提出するものとする。

2 優秀工事表彰にあっては、表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに、その工事施工業者(共同企業体にあつてはその構成員)について、次の各号に該当する事実を確認した場合は、推薦しないものとする。この場合において、既に推薦しているものについては、その推薦を取り消すものとする。

(1)「佐世保市が発注する工事の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」により市の指名停止をうけた場合。

(2)法令違反、監督検査職務に対する妨害、安全管理上の義務違反等表彰するにふさわしくない行為を行った場合。

3 優秀工事現場技術者表彰にあっては、表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに、その現場技術者について表彰するにふさわしくない事実を確認した場合は、推薦しないものとする。この場合において、既に推薦しているものについては、その推薦を取り消すものとする。

(選定委員会)

第7条 優秀工事又は優秀工事現場技術者の表彰について審議するため、本市に佐世保市優秀工事等表彰選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にあるものとする。

(1)財務部に係る事務を担当する副市長 (2)水道局長 (3)土木部長 (4)都市整備部長 (5)農林水産部長 (6)港湾部長 (7)環境部長 (8)水道局事業部長 (9)財務部長

3 委員会に、委員長1人、副委員長2人を置く。

4 前項の規定による委員長には財務部に係る事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会の審議事項が緊急を要するものと認めるときは、持ち回り会議に付し、これを決することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部技術監理課において行う。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この基準は、昭和52年8月1日から実施し、昭和51年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則 (昭和58年7月10日一部改正)

この基準は、昭和58年8月1日から施行し、昭和57年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則

この基準は、昭和61年6月11日から施行し、昭和60年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則

この基準は、昭和62年7月1日から施行し、昭和62年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成8年9月17日から施行し、平成8年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成9年7月9日から施行し、平成9年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行し、平成11年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成16年6月8日から施行し、平成16年度表彰から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年10月13日から施行し、平成17年度表彰から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年2月28日以前に竣工した工事にあつては、従来の評定書に基づく評定点に0.95を乗じた数値を第4条及び第5条の工事成績とする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年10月29日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成21年1月26日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成26年5月12日から施行し、平成25年度以後に完成した工事に係る表彰について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度以後に完成した工事に係る表彰について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 8月 1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。